

## 平成 27 年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 第 3 回 評議員会議事録

招集年月日 平成 28 年 3 月 7 日 (月)  
開催日時 平成 28 年 3 月 29 日 (火) 午前 10 時 00 分から午前 11 時 26 分まで  
開催場所 神栖市保健・福社会館 2 階 研修室  
出席評議員 23 名 (評議員定数 40 名)

定刻通り、平成 27 年度第 3 回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会評議員会を開催。

評議員総数 40 名中 23 名の出席により、定款第 14 条第 7 項に定める定足数を充たし、評議員会が成立していることを確認した後、保立会長より挨拶がある。その後、議長選出に入り、全員一致で次の者を議長に選出した。

・坂本鉄夫 (評議員)

議事に先だって、議長が次の者を議事録署名人に指名した。

・石沢義次 (評議員)、永井芳信 (評議員)

### ○議 事

#### 議案第 1 号 補欠役員の選任について

(事務局：相良) 社会福祉協議会の役員につきましては、理事が 18 名、監事が 2 名、合わせて 20 名で構成がされております。現在の役員は平成 27 年 12 月 21 日より 2 年間ということで、就任をいただいているところでありますが、この 3 月末日をもちまして 3 名の理事が退任することになりました。それを受けまして、新たに 3 名を後任の理事として前任者の残任期間を委嘱することに対して、評議員会の議決をいただくものです。新たな理事の選任案といたしましては、資料にあります議案第 1 号の裏面に、左側には前任者、右側には後任者選任案として記載してあります。1 人目は常務理事として着任していただいております坂本義勝理事につきまして、3 月 31 日付けでの辞任届を受理しておりますので、後任の学識経験者といたしまして、新たに高安俊昭さんを選任するものでございます。高安さんにつきましては、3 月末をもって神栖市役所を退職され、これまでも福祉行政に深い学識経験を有する方として新たに選任をするものです。2 人目は神栖市議会より推薦をいただいております伊藤大理事につきまして、4 月 1 日より新たに現在の神栖市議会議長の大槻邦夫さんを新たな理事として選任をするものです。3 人目は行政関係者として神栖市健康福祉部長の向山和枝理事につきまして、3 月末をもって神栖市役所を退職となりますので、4 月 1 日より神栖市健康福祉部長着任予定の卯月秀一さんを新たな理事として選任をするものです。いずれも任期については、前任者の残任期間となります平成 28 年 4 月 1 日より平成 29 年 12 月 20 日までという形となります。

質疑はなく、審議に入り、全会一致で議決された。

#### 議案第 2 号 平成 27 年度社会福祉事業区分補正予算(案)について

(事務局：相良) 補正予算につきましては、経理規程第 17 条に基づき、理事会および評議員会の議決を要するものとされています。今回の補正理由といたしましては、大きく 3 点ございます。1 点目は平成 26 年度の決算確定に伴い、前期末支払資金残高、前期繰越金収入の額が当初予算よりも増額で決算ができましたので、その増えた決算額に準じた予算の増額補正をさせていただきます。2 点目は、市指定管理事業であります障害者デイサービスセンターのぞみと福祉作業所きぼうの家は、市から指定管理料をいただきな

がら、一方で利用者からの利用料収入をいただいて独立採算を図るという形で平成27年度も指定管理2年目として運営を続けてまいりましたが、特に障害者デイサービスセンターのぞみの方で、昨年度に引き続き支出超過という結果となってしまったことをまず評議員の皆様にお詫びとともにご報告させていただきます。その補填策としまして、今回の補正予算の中で不足分に対し財政調整積立金の一部処分を含めた形でご提案をさせていただくものです。なお、指定管理2事業を合わせた支出超過額については、決算見込額の時点で250万円程度でございます。詳しい内訳につきましては、資料の指定管理事業平成27年度収支決算見込でご説明をさせていただきます。

障害者デイサービスセンターのぞみは、特に収入の部分が当初予算よりも大きく下回っていることから、支出については人件費はじめ削減を図ってまいりましたが、収入と支出の差異が3,592,000円の支出超過という状況で決算見込みとなっております。

福祉作業所きぼうの家は、収入はほぼ当初予算通りの見込みとなりまして、支出はできるだけ削減を図った結果、当初予算の中ですでにデイサービスの方へ200万円の繰り出しをしていますが、それでもなお110万円の黒字という形で決算見込みをしているところであります。きぼうの家は若干の収入の増となりましたが、両事業を合算しますと、250万円程度の支出超過という形になってしまいました。

両事業のこれまでの利用状況は資料P.4からP.6にかけて記載してあります。まず障害者デイサービスセンターのぞみは、今年度1日平均利用者13人という目標を掲げていましたが、ピークとなった8月の12.5人を最後にその後は減少傾向にあります。年間の利用平均は1日あたり10.6人という結果となりました。昨年度の利用平均と比べれば1名強の増となりましたが、今年度の当初目標には達しないまま3月を迎えている状況です。利用料収入についても、利用者の減に合わせた形で減収というような結果となりました。なお、平成27年4月以降に新規利用の契約をさせていただいた方は2名、一方平成27年度に利用契約が終了となった方は3名という結果となっております。大きな支出超過の原因の究明と併せて指定管理事業については5年間ということで、平成28年度以降3年間運営をしていかなければなりませんので、今後こういった支出超過を是正していく観点から、どのような運営をするべきなのかというところで検討、データ分析をした結果が資料P.5に記載してあります。新たな利用者の獲得については、これまでも市障がい福祉課にも協力をいただきながら、市内の障害者のケアプランを作成する事業所へのアプローチや、市全域に広報等でのPRを図るなど、努力は現在も続けております。ただ一方で、新規利用の部分が中々伸びてこない原因がどこにあるのかということで、神栖市に障害者の方がどれくらいいらっしゃる、その中で障害者デイサービスセンターのぞみを利用できる方がどれくらいいるのかという分析をさせていただいております。資料P.5の表では、2月15日時点で障害福祉サービスを受けるために必要な障害支援区分認定を受けている状況をまとめております。この中で障害者デイサービスセンターのぞみの対象者となる生活介護の利用の層といたしましては、障害種別は身体障害で尚且つ区分が3から6までの方、この表でいうと115名いらっしゃいます。ただし、その内82名の方が生活介護を含めた障害福祉サービスを利用されています。115名から82名を引いた33名の区分3以上の方は、まだ特に障害福祉サービスを利用されていないという結果も出ておりますので、これから社会福祉協議会がターゲットとしてアプローチをしていくべき最大の人数は33名と考えられます。ただしこの33名全員が生活介護のサービスを利用するという想定は中々難しいところがあります。そこで、現在区分3以上で認定を受けて、尚且つサービスを利用している方のうち、生活介護を利用されている方の割合をこの33名にかけた数字が17名となります。まだサービスに繋がっていない障害者の方がいるという意味では、社会福祉協議会として1人でも多くの利用者を獲得していくためのアプローチは、当然今後も努力をしていかなければいけません。33名ないし17名の住所と名前がわかった状態で戸別訪問していくというのが一番効率的ですが、一事業者の立場では個人情報獲得は不可能であります。だからといって何もしないわけではなく、障害認定区分の更新時に障害者デイサービスのぞみのパンフレットを調査員に持って行ってもらえるようなアプローチを市障がい福祉課を通じて努力をしていくとか、市内に11ヶ所ある障害者ケアプランセンターとの連携を強めていく中で、障害者デイサービスセンターのぞみ、福祉作業所きぼうの家の利用について促していただくというふうな形で努力を今後も続けていきたいと考えております。ただ一方で、向こう3年間の収支を考えますと、この内何人が新たな利用を考えてくれるかは不確定な要素があります。平成27年度の新規利用者が2名という状況を考えますと、現在の10.6人からそう大きい利用者の増というのは、予算通り見込むべきで

はないのではないかという結論にも達しております。このあとご審議いただきます、平成 28 年度の事業計画および収支予算とも関係しますが、少なくとも平成 28 年度については 1 日あたり 11 人を目標にして、11 人の利用者にきちんと安心・安全な満足していただけるサービス提供ができる最低限のスタッフ配置、その中で必要最低限の人員費を含めた経費を作っていくというように発想を転換させていただいております。平成 27 年度は 1 日平均 13 人ということで計画をしておりまして、13 人を受け入れるだけのスタッフを配置しておりましたが、平成 28 年度については 11 人を受け入れられる最低限のスタッフでまずは人員配置をして、少ない支出見込みの中で、できるだけ支出超過を防いでいくことを第一に事業運営を目指していきたいと考えております。当然、11 人しか受け入れないということではありませんし、現在も障害者デイサービスセンターのぞみの定員は 20 名ですので、利用希望があれば全て受け入れて、満足していただけるサービスを提供していきたいと思っております。

福祉作業所きぼうの家については、平成 27 年度受入目標 21 名を掲げて運営をしてみましたが、結果としては 21 名に届かず、1 日平均 19.2 名となっておりますが、比較的利用単価の高い生活介護を利用される方が多く、利用料収入はほぼ当初予算通りの収入が見込まれております。ただし、福祉作業所きぼうの家についても現在利用している方に引き続き利用していただけるように、また少しでも多くの新規利用者を獲得できるような努力は続けていきます。以上が 2 事業の概況説明です。

今年度の障害者デイサービスセンターのぞみの 360 万円程度の支出超過に対応する補正予算案といたしましては、資料 P.7 から P.9 にかけて記載してあります。まず収入面で障害福祉サービス等の収入を 360 万円当初予算より減額補正をさせていただきます。その一方で、360 万円の収入を利用料収入から別の拠点区分の繰入金収入でまかなう形での補正予算案とさせていただきます。この 360 万円のうち、80 万円については福祉作業所きぼうの家の収入超過の部分から繰り入れを行うこと、尚且つ不足する 280 万円については社協本部の拠点区分である社協自主事業区分より繰り入れをさせていただきます。また、社協自主事業の 280 万円繰り出しにかかる財源措置ですが、この内の 160 万円につきましては前期末支払資金残高を決算額に合わせて増額補正をすることで対応とさせていただきます。それ以外の部分としては、福祉作業所きぼうの家から本部へ繰り入れる予定をしていた 80 万円が障害者デイサービスセンターのぞみへ充当されますので、その補填も含めた 200 万円について財源の措置を図るため、財政調整積立金より一部取り崩しをさせていただくという内容となっております。財政調整積立金につきましては、現在 1,700 万円を保有しておりますが、その内 200 万円を今回の補正予算案の中で処分させていただきたいというのが、今回の補正予算の大きな提案理由となります。

**(浪川評議員)** 資料 P.5 中段に記載してある内容について、質問させていただきます。市の方から参考資料として障害者の方の状況ということで表が入っておりますけれど、この区分認定の表というのは、障害者の方のサービス利用についてはサービスを使いたいという方が区分を取ってサービスの量を決めるという手順なので、区分認定を取らないとサービスは使えませんが、この区分認定を取った人が最大の対象者ではないということで理解をお願いしたい。まず市内には身体障害者の方が約 2,600 名おります。2,600 名の中でサービスを使いたいので区分を判定してくださいという方が 140 名という風に理解をしてください。そうすると、2,600-140 というその差は、サービスを使っていない又は区分を取っていない方なので、これが利用できるリミットではなくて、利用したいという具体的な目的を持った人が区分を取ったということですから、140 名以上利用者が増えないということではないということを前提としてお考えいただきたいと思っております。使うために区分を取るものですから、これ以外の方が生活介護のサービスを使いたいということで申し出があれば、その都度区分を付けるため、区分を取る方は今後も増えます。また、個別にアプローチができないという説明を事務局からいただきましたが、社会福祉協議会の方では、障害者の方への日常生活の相談支援事業というのを行っていただいております。その方たちは生活上の問題点があった場合には社協へ相談に行かれます。その中で窓口相談は電話相談と兼ねて多いですが、訪問相談という部分ではかなり少ない数字であったかと思っております。過去に相談のあった方へのフォローという形で自宅に訪問するであるとか、サービスの利用に繋げていくという方法もあると思っております。そのようなアプローチの仕方を今後行う考えはあるのかということをお聞きしたいと思っております。

**(事務局：相良)** 指定管理を受けました平成 26 年度以前より、社会福祉協議会は障害者相談支援事業を市から受託して、訪問・窓口・電話を含めて相談対応を年間数百件実施をしてきております。その中で、障

害福祉サービスを利用したいという相談もありますし、直接のサービス利用希望ではないけれどこの世帯、この方には障害福祉サービスの利用が相応しいだろうというような相談者については、その都度必要な情報、併せて社会福祉協議会で実施している福祉サービスの情報も提供しています。特に昨年度以降は、障害者相談支援事業所も含めて、社会福祉協議会でも障害者のケアプラン作成に従事しておりますので、現在社協と関わりのある全ての障害者の方及びその家族に対してアプローチというのは続けてきているところでございます。こういったアプローチについては、当然相談支援事業を通じる中でこれからも行っていきます。それでもまだ社協と繋がれていない方がいるとしたら、こういった層なのかということで今回市障がい福祉課よりデータをいただいて、ある程度的人数的なところを調査しようということでもとめさせていただいたのが、資料 P.5 の表となっております。これまでも社会福祉協議会としては障害者の方へのアプローチというのは社協として持っている情報は全て活用しておりますし、窓口にいらっしゃる、あるいは訪問先での相談対応の中でもサービス利用に向けた適切な相談支援という形で実施を続けております。**(小川評議員)** 資料 P.4 の一番下に、平成 26 年度の受入目標が 11 人となっておりますが、これは平成 28 年度の受入目標ではないのですか。

**(事務局：相良)** 資料の説明が不足していました。サービス利用状況の表の中で一番下に、平成 26 年度の実績を入れておりますので、それに対応する形でここは昨年度の利用受入目標ということになっております。元々平成 26 年度の受入目標は 11 人としてやってきましたが、実際には 9.4 人でした。今年度は 13 人目標でしたが、実際には 10.6 人と。

**(小川評議員)** 先ほど、平成 28 年度の受入目標は 11 人と説明があったものですから。

**(事務局：相良)** 重なってしまったので誤解を生んでしまいましたが、平成 28 年度については指定管理者としての計画上は 15 人を目標に掲げていました。15 人を掲げるからには、15 人を受け入れるだけの経費を見込まなければなりません。ただし、この 2 年間の運営の中で、今後の伸びというものを考えたとしても現実的な収支予算の編成をするべきではないかということで、平成 28 年度は平成 26 年度の目標に戻る形とはなってしまいますが、11 人ということでこの後の計画と収支予算案を作成させていただいているところであります。

**(山田評議員)** 先ほど、市障がい福祉課より区分認定についてお話がありましたが、この 33 人は区分申請をしているにもかかわらず、なぜ現段階でサービスを利用していないのか、市障がい福祉課と協力して、利用していない理由を聞くことは出来るのではないのでしょうか。

**(事務局：相良)** この参考資料の表を作成するにあたって、市障がい福祉課と何度か打合せを持たせていただきました。本来であればこの 33 人が、どういう状況にいらっしゃるのかということ調査できればよかったと思いますが、市障がい福祉課でも 33 人の細かい実態までは把握ができていないとのことでした。ただし、市障がい福祉課からは、区分認定は受けたがまだサービスを利用していない人に、何らかのアプローチを市としても実施していったほうがよいのかなということをお話ししていただきましたので、もし市でアプローチをかけるのであれば、それに合わせて障害者デイサービスセンターのぞみや福祉作業所きぼうの家の情報提供をさせていただけるようお願いはさせていただきたいと思います。市障がい福祉課との打合せの中でも、具体的にどれくらいの数かという部分は不確定ですが、今は自宅に他の家族もいて日常生活には不便は感じていないため日常的な福祉サービスの利用は考えていないが、家族の都合によって短期入所（ショートステイ）を利用したいという希望があって年に数回利用する方もいらっしゃいます。そういった方が、必要な場面ですぐに短期入所等を利用できるように、認定だけを受けておくという方も一定数いるということ市障がい福祉課よりお聞きしております。

他に質疑はなく、審議に入り、全会一致で議決された。

### 議案第 3 号 福祉後見サポートセンターの新規設置に伴う定款の一部変更について

**(事務局：荒井)** 提案理由と変更案ですが、本会の第 4 次地域福祉活動計画の重点事業として掲げました「法人後見機能の発揮」につきましては、昨年 7 月より発足した「(仮称)福祉後見サポートセンター設置検討委員会」の中で、これまで 3 回に渡って本会が行う成年後見制度に関する事業の内容、センター設置にあ

たつてのルール作り等についてご協議をいただいたところであります。法人後見とは、認知症や知的障害、精神障害などによって、判断能力が不十分な方に社会福祉法人等の法人が後見人等となりまして、対象者の権利を法的に支援するといったものであります。参考までに県内の状況を申し上げますと、44の市町村社会福祉協議会のうち法人後見の業務に取り組んでいる社会福祉協議会は県内で5つでございます。神栖市が所属する麻生家庭裁判所の管内では、神栖市社協が初めての取り組みとなる予定です。検討委員会のメンバーは、司法関係、医療関係、社会福祉関係、行政の方から専門家10名で組織しまして、委員会の中でいただいたご意見・ご提案を踏まえまして、2つの規程と1つの要項をまとめました。

【資料に沿い福祉後見サポートセンターかみすの設置規程(案)、運営委員会、実施内容等について説明】

この2つの規程と1つの要項については、昨日開催されました第4回理事会で議決された内容となっております。また、この新規の事業に対しての事業予算につきましては、議案第5号の協議案件となっておりますが、少し触れさせていただきますと、初年度となります平成28年度につきましては、事業のPR費用と運営委員会の報酬が中心となっております。また、業務に従事する職員については、現行の職員が兼務する形となっておりますので、新たに人件費を増額する予定とはなっておりません。

【定款変更理由説明】

質疑はなく、審議に入り、全会一致で議決された。

議案第4号 平成28年度神栖市社会福祉協議会事業計画(案)について

(事務局：荒井) 平成28年度神栖市社会福祉協議会事業計画(案)につきましては、基本方針に基づいて各事業を展開していきたいと考えております。平成28年度は本会の第4次地域福祉活動計画の2年目となります。本会に求められます地域福祉を推進する中核的な専門機関としての役割をこれまで以上に発揮しまして、平成27年度に実施した事業を充実さらに発展させ、地域住民の皆様の安心した暮らしを応援していきたいと考えております。具体的には本会の活動の本質に照らしまして、支援の手が届きにくい分野の福祉向上を図る活動を中心に、行政や他の機関では取り組むことが困難な課題に対して、福祉サービスを必要とする地域住民の皆様の立場に立って解決のために必要な各事業を実施していきたいと考えております。

平成28年度より新たにに取り組む事業につきましては、前の議案でご審議いただきました通り、「福祉後見サポートセンターかみす」では法人後見の受任事業が始まります。2つ目は、日常生活圏域の第1圏域に平成27年度に専属配置をしましたコミュニティ・ソーシャルワーカーの配置を来年度も継続しまして、地域住民の皆様の生活課題から解決に向けた取り組みについて具体的な支援体制を図っていきたく考えています。その他の事業についても、第4次地域福祉活動計画で掲げた5つの基本項目を柱立てとして構成しております。

【資料に沿い地域福祉活動計画の基本項目について説明】

質疑はなく、審議に入り、全会一致で議決された。

議案第5号 平成28年度社会福祉事業区分資金収支予算(案)について

議案第6号 平成28年度公益事業区分資金収支予算(案)について

(事務局：相良) ただいま議決をいただきました平成28年度事業計画を実現していくための支出と、それを担保するための財源の確保として編成するものが予算案でございます。多くの事業が平成27年度に引き続き充実を図るという方向となっておりますので、予算案についても基本的には昨年度の収支の計画を踏襲しつつ、削減できる部分については支出面で大きく変更をした箇所もございます。その一方で、当年度の支出を賄いきれない部分については、一部本会が保有しております財政を処分する形で当初予算に計上している部分もございますので、説明をさせていただきます。平成28年度当初予算の中には、財政調整積立金500万円の取り崩しの予算化を提案しております。今回500万円を取り崩す理由としては、市に助成要望をしておりました法人運営費助成金が要望額に対し、393万円程度の減額決定となってしまったことを

受け、それを補填する財源措置が必要となったこと、一部事業においては支払資金に不足が生じ、支払資金を確保するために一部を処分させていただきます。

また、現在 14,200 万円を保有しております福祉活動基金につきましては、積立以来初めて処分をするという提案をさせていただいておりますが、このうち 200 万円を取り崩しの予算として当初予算に組みさせていただきたいという内容での提案でございます。福祉活動基金に関しましては、一定のルールの中で取り崩しが認められております。いずれも理事会・評議員会の議決を要することですけれども、社会福祉協議会が新たな事業に取り組む上での基本的財源に充てる場合、社協事業継続に必要な固定資産物品の取得に充てる場合、住民の利益を損なうことがないよう事業を継続することに必要な資金に充てる場合、この 3 点を取り崩しの理由となっております。

今回 200 万円の取り崩しの理由としては、事業計画の中でご承認をいただきました、法人後見センターの設置にかかる基本的な財源として 100 万円程度活用させていただきたいと考えております。具体的には、運営委員会開催費用、広報啓発に係る費用、それを裏付けるための事務的諸費用というようなことで編成をしています。また、これまでの基金の運用益、果実運用で賄うというルール付けをしていたボランティア団体やボランティア協力校への助成事業について、利息があった頃には果実を助成財源として活用できていましたが、本年度予算ですと 10 万円を切るような予算となっておりますので、基金の果実運用ルールに基づき、ボランティアをはじめとする市民活動を応援するための財源として 100 万円を平成 28 年度中の助成財源として充てるために、福祉活動基金の原資より一部を処分して充当させていただきたいという内容です。

社会福祉協議会の会計については、社会福祉事業区分と公益事業区分の 2 つで構成がされておまして、さらに社会福祉事業区分の中には、社協自主事業をはじめ 9 つの拠点区分が設けられ、さらに必要に応じて社協自主事業や受託事業などには細かい収支を管理していくサービス区分が設けられております。社会福祉事業区分の社協自主事業拠点区分については、平成 28 年度予算案 117,506,000 円で予算編成をしました。新たに区分として設置した成年後見制度に関する事業として予算規模が増えた部分と、財政調整積立金より 500 万円処分した予算が組み込まれていることで、前年よりも若干の増額となっております。

受託事業拠点区分について、日常生活自立支援事業は茨城県社協から、精神障害者デイケア事業、ファミリーサポートセンター事業、高齢者相談事業、障害者相談支援事業、知的障がい児放課後支援事業は神栖市から受託して行う事業の収支をまとめた拠点区分となっております。障害者計画相談事業は、障害者総合支援法に基づいて実施をする障害福祉サービスのケアプラン作りに伴う収入を管理する拠点区分です。ホームヘルプサービス事業拠点区分は介護保険制度あるいは障害者総合支援法の中で実施するヘルプサービスです。また市から受託事業として行う軽度生活援助事業、養育支援訪問事業、それぞれの収支を管理するサービス区分として設定がされております。前年度よりも少なくなっている理由としては、市内の民間ヘルパー事業所が多く立ち上がったことによって、社協が担うべきヘルプサービスの範囲が少なくなっていることに応じまして、予算規模についても縮小傾向で編成をしたところであります。障害者デイサービス事業、福祉作業所事業については、市からの指定管理 3 年目の事業として実施する項目となっております。議案第 2 号の中でも説明をしておりますが、実現可能な予算規模ということで、デイサービスについては 1 日あたり 11 人、福祉作業所については 1 日あたり 19.4 人での収入、それに見合った支出ということで予算編成をしました。両事業合わせて 310 万円程度の黒字が見込める予算編成となっております。こちらの増収分については社協自主事業、法人本部への繰り入れを行うという形で当初予算を編成しております。基金積立事業、職員退職手当積立事業は、それぞれ社会福祉協議会が保有している基金・積立金に関する収支を管理する拠点区分です。基金積立事業については 200 万円を処分する内容での予算編成、職員退職手当積立事業については平成 28 年度中に支払予定の退職金の該当となる者が若干おりますので、こちらへの充当分として、積立金現在 1,690 万円保有しておりますが、その内 180 万円を平成 28 年度中に処分する計画で予算編成しております。労働者派遣事業は、市の 3 課（社会福祉課、地域包括支援課、障がい福祉課）に平成 28 年度も引き続き本会職員を派遣する予定となっておりますので、3 名分にかかる派遣料が収入としてカウントされています。ここまでが社会福祉事業区分です。

公益事業区分については、福祉用具貸与事業や自動販売機の設置手数料など、法人税法上という収益事業にかかる部分を、通常の会計とは別で収支計算をするための事業区分となっております。今回の予算案

の中には、新たな事業として取り組む広告料収入を一定額見込んだ形で予算編成をしました。

以上、平成 28 年度予算案につきましては、法人全体として 262, 232, 000 円となりまして、前年度と比べると 5, 655, 000 円の減額とはなっておりますが、引き続き事業計画を実現していくため、利用者の安心・安全を確保した中での収支予算として実施していきたいと考えております。

**(山田評議員)** 資料 P. 9 の平成 28 年度予算案の合計と内訳表の数字は一緒になっていませんか。

**(事務局：相良)** 資料が分かりにくく申し訳ありませんでした。資料 P. 18、P19 は社会福祉事業区分の全体の予算総額記載されております。当年度予算 261, 429, 000 円は資料 P. 9 で対応する予算として社会福祉事業区分の金額となります。法人全体の予算額は、公益事業区分の 803, 000 円を加えた予算総額となっておりますので、そのようなご理解をお願いいたします。

**(山田評議員)** 財政調整積立金から 500 万円取り崩すということですけど、市からの法人運営費は通常 100% 出ないのでしょうか。要望額に対して -393 万円という理由が分かっていたら教えていただきたいです。

**(事務局：相良)** 市からの法人運営費助成金の減額分について説明させていただきます。これまで市に社会福祉協議会から要望する法人運営費助成金については、まず構成が職員人件費に係る職員設置費と社会福祉協議会の事業に対して助成をする事業費助成（事業費総額の 3/4 が助成対象）、法人の事務費（事務費総額の 1/2 が助成対象）となっています。平成 23 年度以降については職員設置費の助成金だけが助成の対象ということで、これは東日本大震災の影響を受けた市の財政事情の急変を踏まえて、少なくとも社協の助成について職員設置費の申請は 100% 認めるということで平成 27 年度まではいただいております。平成 28 年度については更なる財政事情があったとは思いますが、原則的に平成 27 年度の助成金額を超えて助成はされないという回答となっております。当年度の職員設置費は 81, 877, 000 円ですが、これは平成 27 年度の市からの助成決定額と同額となっております。当然ベースアップ等で職員設置費は上がっていく傾向にありますので、市に準じた形で給与の積算をした上で平成 28 年度の要望として市へ提出をしましたが、平成 27 年度と同額とすると正式に回答がありましたので、当初予算を編成しています。当然要望額との差異について財源的な補填が必要となりますので、今回の当初予算の中では財政調整積立金の一部処分ということで提案をさせていただきました。

**(山田評議員)** この 393 万円というのは、職員の昇級分ということでしょうか。

**(事務局：相良)** 職員設置費助成金は、社会福祉協議会正職員の設置に対する助成となっております。正職員 18 名と常勤役員 1 名分が対象です。その内特定財源、いわゆる受託事業で賄える人件費は除いて、尚且つ指定管理事業に従事する正職員の部分は指定管理料で賄うということになります。

他に質疑はなく、審議に入り、全会一致で議決された。

## その他

**(小川評議員)** 社会福祉協議会は住民から会費、市から助成金をいただいて運営していると思います。現在いろいろなところへ支出して予算を組んでいますが、足りているのでしょうか。神栖市は福祉のまちと書いていますが大丈夫でしょうか。少し心配しているところもあります。

**(事務局：橋田)** 神栖市社協の活動につきましては、行政区では区長さんをはじめ多くの市民の方々に理解を得て寄付金、会費、助成金をいただいて、今の事業が成り立っております。ここからは社協活動の課題、問題であって、我々がきちんとした市民にとっての福祉事業を展開していけばおのずと会費も寄付金も、市の信用も得られて、助成金も引き続きいただけるものだと思います。その第一段階のステップが計画に基づく事業をきちんとやっていくことだと思います。ご心配をいただいていることは大変有難いことだと思いますし、今のところ大丈夫だと思います。ただ、今の事業の守備範囲に対しての職員配置というのは、基本的には社会福祉協議会の執行部である理事会できちんとチェックをしておりますが、今のところは丁度いいと思います。今の社会福祉協議会の職員数は減少傾向になってはいますが、10 年以上前までは福祉に関する法令規則が整っていない状況で、市の中でも福祉課は 1 つでありました。現在は長寿介護課、地域包括支援課、障がい福祉課、こども課など細分化されて専門窓口がきちんとできるようになってきました。昔は福祉課と社協で全体的に実施していたものが、市の役割が非常に重要になって更に細分化されて実施するようになったので、社会福祉協議会は市がなかなかやりづらい、民間がやりづらい少数派の人

たちへの取り組みを中心に実施していますから、おのずと我々の取り組みは小さくなっていくわけです。とはいえ、小さくはなっても 95,000 の人口規模の神栖市の中に、僅か 500 人しかいない精神障害者への取り組みであるとか、発達障害児童の問題であるとか、引きこもりの成人期の課題というのは、介護保険のように誰もが直面する問題とは別の問題です。市民全体から見ると本当に少数の人たちのための取り組みは、行政との連携の中で神栖市民としての権利をきちんと守っていく活動を社協がやってくんだということを認めていただいて助成金をいただいていると我々も思っています。少数派の人たちの課題は表に出にくい場合もありますが、そういった表に出ていない課題を見つけて福祉を進めていく使命を果たしていくことで、会費、寄付金、市からの助成金を確保していきたいと思っております。それらの取り組みは、広報紙やホームページで市民の皆様にご覧いただけるような努力をして、財源を守っていききたいと思います。

**(保立評議員)** 昨年常総市でとても大きな災害がありましたが、新聞を見ますと市の職員が災害時に活動した時に、沢山手当をいただいたと書いてありました。神栖市はそういった場合の対応はどうされているのかお聞きしたいと思います。

**(事務局：橋田)** 市の内容については我々もわかりませんが、9月10日の常総市の水害時には、神栖社協正職員12名が交替で28日間支援協力にあたりました。常総市災害対策本部の支援活動で、社会的弱い立場に置かれている方々への訪問活動、生活状況のニーズ把握や支援活動を直接やってきましたが、お話にあった支援にあたった職員が沢山の手当をもらうということは、一切ありません。これは市役所も一緒だと思いますが、社会福祉協議会は職務命令で常総市の支援活動に入っていくという形で1人あたり2泊3日くらいで対応してきました。沢山の手当が出る、給料が上がるということはないです。

他に質疑はなく、予定されていた6件の審議については終了となる。

**(事務局：橋田)** 評議員の皆様におかれましては、3月末をもちまして任期が満了となります。皆様には、これまで様々な機会でご尽力をいただきましたことを、事務局としてお礼申し上げますとともに、今後においても引き続き、神栖社協に対しご指導・ご協力をいただけますようお願いいたします。

以上をもって、平成27年度第3回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会評議員会は終了となる。